

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

① 橋通りにおける各種活動

平成27年4月、橋通りに低未利用地の活用による賑わい創出と新規創業を目的としたチャレンジショップ群である橋通りCOMMONがオープンした。平成29年にはCOMMON-SHIP橋通りとしてリニューアルオープンし営業を続けており、これまで計5店舗が中心市街地の空き店舗等へ出店を果たしている。また、敷地内では音楽ライブや展示会など不定期のイベントが多数開催されているほか、施設の面する橋通りでは年に数回歩行者天国となり、手づくり市や食に関連したイベントなど市民の企画による催事が行われている。

[2] 都市計画との調和等

(1) 都市計画マスタープラン

第5章 都市計画マスタープランの基本方針（抜粋）

4. 将都市構造

(1) まちの拠点

① 都市各拠点

石巻駅周辺の既成市街地は、まちの都市各拠点として位置付け、商業機能や行政サービス機能、業務機能だけでなく、居住機能の再生や多くの人が集まる多様で楽しめる機能を集積し、石巻市の顔として活性化を目指します。

(2) まちの土地利用

① 都市づくりゾーン

石巻地域及び河南地域、河北地域の一部については、コンパクトな都市づくりを推進するゾーンと位置づけ、良好な都市環境の形成を目指します。

[3] その他の事項

(1) 国の地域活性化施策との連携

国においては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本市においても国の総合戦略を勘案した「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、具体的な施策の中で、「中心市街地及びその周辺の賑わいの再生」として、「石巻市中心市街地活性化基本計画」の重要業績評価指標（K P I）を位置付けている。